

## 建築基準法におけるシックハウス対策の概要

- ・平成 14 年 7 月 12 日 建築基準法等の一部を改正する法律 公布
- ・平成 15 年 7 月 1 日 施行

### I クロルピリホスに関する規制

- 居室を有する建築物にはクロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

### II ホルムアルデヒドに関する規制

#### ① 内装の仕上げの制限

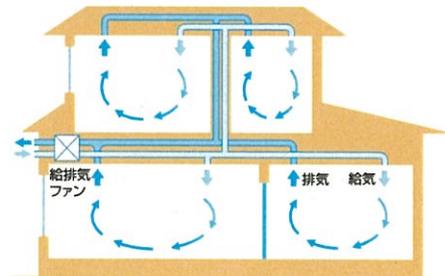
- ・居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の面積制限を行う。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS、JASなどの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	少ない 放散速度 5 $\mu$ g/m <sup>3</sup> h以下	F☆☆☆☆	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	5 $\mu$ g/m <sup>3</sup> h ~20 $\mu$ g/m <sup>3</sup> h	F☆☆☆	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	20 $\mu$ g/m <sup>3</sup> h ~120 $\mu$ g/m <sup>3</sup> h	F☆☆	使用面積が制限される
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	多い 120 $\mu$ g/m <sup>3</sup> h超	旧E <sub>2</sub> 、Fc <sub>2</sub> 又は表示なし	使用禁止

#### ② 換気設備の義務付け

- ・ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。

居室の種類	換気回数
住宅等の居室	0.5回/h以上
上記以外の居室	0.3回/h以上



#### ③ 天井裏等の制限

- ・天井裏等は、下地材をホルムアルデヒドの発生量の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等も換気できる構造とする。

①建材による措置	天井裏などに第1種、第2種のホルムアルデヒド発散建築材料を使用しない(F☆☆☆以上とする)
②気密層、通気止めによる措置	気密層又は通気止めを設けて天井裏などと居室とを区画する
③換気設備による措置	換気設備を居室に加えて天井裏なども換気できるものとする